

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 三七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 三七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件 三七
- 計量器の定期検査を実施する件 三七
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があつた件 三七
- 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 三七
- 急傾斜地崩壊危険区域を指定した件 三七
- 公 告
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三七
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三七
- 一般競争入札を行う件 三七

告 示

福島県告示第五百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年九月四日から令和九年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）いわきスマートタウン計画 福島県いわき市中央台高久五丁目二番八十二

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社マルト
代表者の氏名 代表取締役 安島 浩
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社マルト
代表者の氏名 代表取締役 安島 浩
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
名称 株式会社くすりのマルト
代表者の氏名 代表取締役 安島 力
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
大規模小売店舗の新設をする日
令和九年四月二十日
- 二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千八百十三平方メートル
- 三 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 百九台
2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 百二十台
3 荷さばき施設的位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 九十平方メートル
4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 五十四立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後十一時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一）数 三箇所
（二）位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
届出年月日
令和八年八月十九日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年九月四日から令和九年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル城西町店 福島県会津若松市城西町六番一ほか

- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） オリックス株式会社
代表執行役 井上 亮

（変更後） オリックス株式会社
代表執行役 高橋 英丈

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

（変更後） 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路

- 三 変更した年月日
二の1 令和八年六月二十三日
二の2 令和六年三月一日

- 四 届出年月日
令和八年八月二十一日

- 五 届出をした者
オリックス株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年九月四日から令和九年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ会津若松アビオ店・西松屋会津アビオ店 福島県会津若松市町北町大字始

- 二 変更した事項
字宮前十四番一ほか

（変更前） オリックス株式会社
代表執行役 井上 亮

（変更後） オリックス株式会社
代表執行役 高橋 英丈

- 三 変更した年月日
令和八年六月二十三日

- 四 届出年月日
令和八年八月二十一日

- 五 届出をした者
オリックス株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年九月四日から同年十月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町本町百八十四ほか

- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年九月四日から同年十月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ喜多方桜ガ丘店 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目二番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年九月四日から同年十月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス泉玉露店 福島県いわき市泉玉露二丁目十番三十二

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市(表郷、大信及び東を除く。)	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げ	一〇月六日 午前一一時から 午前一二時まで 午後一時から	白河市役所

るものを除く。以下同じ。)、分銅及びおも

午後四時まで

一〇月七日

午前九時三〇分から

午前一二時まで

午後一時から

午後四時まで

同

一〇月八日

午前九時三〇分から

午前一二時まで

同

右に掲げる市

右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの

福島県計量検定所

一〇月九日から十一月六日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前九時から

午前一一時三〇分まで

午後一時から

午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市(表郷、大信及び東を除く)	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第五百八十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和八年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	双葉郡	令和八年八月二十五日	殺処分

(畜 産 課)

福島県告示第五百八十九号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、相馬郡福浦村行津耕地整理組合の臨時代理者として令和八年八月二十七日次の者を指定した。

令和八年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

臨時代理者の氏名及び住所

泉田 重章 福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

(農村計画課)

福島県告示第五百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和八年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
山ノ神1号

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する一点から一〇点までを順次結んだ線及び一点と一〇点を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市常磐湯本町山ノ神

一〇二番六

一点	北緯三七度〇分四三秒三二七四 東経一四〇度五〇分二〇秒七九六九
二点	北緯三七度〇分四三秒四四九六 東経一四〇度五〇分一九秒八三八八
三点	北緯三七度〇分四三秒六七九九 東経一四〇度五〇分一九秒四〇四八
四点	北緯三七度〇分四四秒六〇六三 東経一四〇度五〇分一八秒四八四二
五点	北緯三七度〇分四四秒三〇四一

一二四番四

六点

東経一四〇度五〇分一八秒四〇八九
北緯三七度〇分四四秒五一〇七

七点

東経一四〇度五〇分一九秒四八九三
北緯三七度〇分四四秒〇三三三

一二四番一

八点

東経一四〇度五〇分一九秒七二四三
北緯三七度〇分四四秒七一六

九点

東経一四〇度五〇分二〇秒九〇五五
北緯三七度〇分四四秒二九四五

一〇点

東経一四〇度五〇分二〇秒七七三四
北緯三七度〇分四四秒二〇一三

東経一四〇度五〇分二一秒六三七五
(砂 防 課)

公 告

公告第百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和八年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
会津坂下町只見川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 廣瀬 東洋

同 小野 稔

同 長谷川 孝志

同 小畑 修一

同 渡辺 秀一

同 猪俣 勇一

同 早川 清隆

同 小久保 誠

同 高梨 茂

同 椎野 幸雄

同 長谷川 伸

就任した役員

役別 氏名

理事 廣瀬 東洋

住所

河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五八八番地

同 郡同 町大字坂本字村中乙六六番地

同 郡同 町大字片門字片門甲一三二番地

同 郡同 町大字東松字杉山六三九番地

同 郡同 町大字高寺字窪一八〇〇番地

同 郡同 町大字坂本字石田丁一六八九番地

同 郡同 町大字片門字片門甲一三一番地一

同 郡同 町大字東松字西天屋五三九番地

同 郡同 町大字東松字泥布沢五〇五番地

同 郡同 町大字高寺字窪倉二七五番地

同 郡柳津町大字藤字舟渡二二一六番地

住所

河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五八八番地

- ア 福島県知事が指定する場所

- イ 福島県知事が指定する場所
ウ 福島県知事が指定する場所
エ 福島県知事が指定する場所
オ 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年9月30日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和8年9月4日（金）から同月30日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月21日、22日及び23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙47枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年9月14日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和8年9月14日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 凍結抑制剤A 令和8年10月16日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
イ 凍結抑制剤B 令和8年10月16日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課
ウ 凍結抑制剤C 令和8年10月16日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課
エ 凍結抑制剤D 令和8年10月16日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課
オ 凍結抑制剤E 令和8年10月16日（金）午後3時30分 福島県出納局入札用度課
- ただし、ア、イ、ウ、エ及びオについて郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年10月15日（木）午後5時までに必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1袋当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Antifreezing agent A (granulated sodium chloride 25kg/1bag) Scheduled quantity 9,000bags
- ② Antifreezing agent B (granulated sodium chloride 0.5t/1bag) Scheduled quantity 200bags
- ③ Antifreezing agent C (granulated sodium chloride 1t/1bag) Scheduled quantity 330bags
- ④ Antifreezing agent D (granulated calcium chloride 25kg/1bag) Scheduled quantity 29,920bags
- ⑤ Antifreezing agent E (granulated calcium chloride 0.5t/1bag) Scheduled quantity 910bags
- (2) Time-limit of tender (by hand):
- ① 1:30 p.m., 16 October 2026
- ② 2:00 p.m., 16 October 2026
- ③ 2:30 p.m., 16 October 2026
- ④ 3:00 p.m., 16 October 2026
- ⑤ 3:30 p.m., 16 October 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 15 October 2026
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）